

別 紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 賦課基準 (隠ぺい仮装に基づく最後事業年度の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度)</p> <p>6 <u>法人税法施行令第 112 条第 20 項</u>……………</p>	<p>第 1 賦課基準 (隠ぺい仮装に基づく最後事業年度の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度)</p> <p>6 <u>法人税法施行令第 112 条第 14 項</u>……………</p>